

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
1	第1編 第1章	P2 2 市国民保護 計画の構成	P2	資料編 ※資料編については新潟市地域防 災計画資料編を準用する。	資料編 ※資料編については分冊とする。	
2	第1編 第1章	P5 5用語の定義 表(避難・救援関 連)	P5	(災害時要援護者) 高齢者, 障がい者, 乳幼児, 児童及び外国人等 のうち, 災害時に自力で避難できない者や避難 に時間を要する者, 必要な情報を迅速かつ的確 に把握することが困難な者	(災害時要援護者) 高齢者, 障がい者, 乳幼児, 児童及び外国人等 のうち, 災害時に自力で避難できない者や避難 に時間を要する者, 必要な情報を迅速かつ的確 に把握することが困難な者で, 家族などの援護 が望めない又は援護力が不足している者	新潟県国民保護 計画で定める要 配慮者と同義とす るもの
3	第1編 第1章	P5 5用語の定義 表(関係機関・施 設関連)	P5	(指定行政機関) 事態対処法第2条第4号の規定により, 政令で 指定された国の機関 内閣府, 国家公安委員会, 警察庁, 金融庁, 消 費者庁, 総務省, 消防庁, 法務省, 公安調査 庁, 外務省, 財務省, 国税庁, 文部科学省, 文 化庁, 厚生労働省, 農林水産省, 林野庁, 水産 庁, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 中小企業 庁, 国土交通省, 国土地理院, 観光庁, 気象 庁, 海上保安庁, 環境省, 原子力規制委員会, 防衛省の29機関  (指定地方行政機関) 事態対処法第2条第5号の規定により, 政令で 指定された国の地方機関 沖縄総合事務局, 管区警察局, 総合通信局, 沖 縄総合通信事務所, 財務局, 税関, 沖縄地区税 関, 地方厚生局, 都道府県労働局, 地方農政 局, 北海道農政事務所, 森林管理局, 経済産業 局, 産業保安監督部, 那覇産業保安監督事務 所, 地方整備局, 北海道開発局, 地方運輸局, 地方航空局, 航空交通管制部, 管区气象台, 沖 縄气象台, 管区海上保安本部, 地方環境事務 所, 原子力規制事務所, 地方防衛局の26機関	(指定行政機関) 事態対処法第2条第4号の規定により, 政令で 指定された国の機関 内閣府, 国家公安委員会, 警察庁, 金融庁, 消 費者庁, 総務省, 消防庁, 法務省, 公安調査 庁, 外務省, 財務省, 国税庁, 文部科学省, 文 化庁, 厚生労働省, 農林水産省, 林野庁, 水産 庁, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 中小企業 庁, 原子力安全・保安院, 国土交通省, 国土地 理院, 観光庁, 気象庁, 海上保安庁, 環境省, 防衛省の29機関  (指定地方行政機関) 事態対処法第2条第5号の規定により, 政令で 指定された国の地方機関 沖縄総合事務局, 管区警察局, 総合通信局, 沖 縄総合通信事務所, 財務局, 税関, 沖縄地区税 関, 原子力事務所, 地方厚生局, 都道府県労働 局, 地方農政局, 北海道農政事務所, 森林管理 局, 経済産業局, 産業保安監督部, 那覇産業保 安監督事務所, 地方整備局, 北海道開発局, 地 方運輸局, 地方航空局, 航空交通管制部, 管区 气象台, 沖縄气象台, 管区海上保安本部, 地方 環境事務所, 地方防衛局の26機関	国民保護基本指 針及び新潟県国 民保護計画の変 更に伴うもの

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由																																																																																																																		
4	第1編 第3章	P13 表「指定公共機 関及び指定地方 公共機関」	P12	(機関の名称) <u>日本郵便株式会社</u>	(機関の名称) <u>郵便事業株式会社</u>	機関名称の変更																																																																																																																		
5	第1編 第4章	P16 (3)人口の分布 本文	P16	本市の人口は、 <u>平成27年4月1日</u> 時点の推計人口によれば、 <u>804,852人</u> (男 <u>386,313</u> 人,女 <u>418,539</u> 人)と本州日本海側最大の都市である。	本市の人口は、 <u>平成25年9月1日</u> 時点の推計人口によれば、 <u>808,223人</u> (男 <u>388,299</u> 人,女 <u>419,924</u> 人)と本州日本海側最大の都市である。	時点修正																																																																																																																		
6	第1編 第4章	P16 (3)人口の分布 表	P16	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区</th> <th colspan="4">平成27年4月1日現在</th> </tr> <tr> <th colspan="3">人</th> <th rowspan="2">世帯数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td>804,852</td> <td>386,313</td> <td>418,539</td> <td>327,723</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>75,506</td> <td>36,508</td> <td>38,998</td> <td>28,069</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>136,894</td> <td>65,860</td> <td>71,034</td> <td>59,223</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>181,918</td> <td>86,283</td> <td>95,635</td> <td>84,331</td> </tr> <tr> <td>江南区</td> <td>68,937</td> <td>33,509</td> <td>35,428</td> <td>26,004</td> </tr> <tr> <td>秋葉区</td> <td>76,425</td> <td>36,439</td> <td>39,986</td> <td>28,854</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>45,785</td> <td>22,098</td> <td>23,687</td> <td>15,441</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>161,071</td> <td>77,664</td> <td>83,407</td> <td>65,772</td> </tr> <tr> <td>西蒲区</td> <td>58,336</td> <td>27,952</td> <td>30,384</td> <td>20,029</td> </tr> </tbody> </table>	区	平成27年4月1日現在				人			世帯数	総数	男	女	新潟市	804,852	386,313	418,539	327,723	北区	75,506	36,508	38,998	28,069	東区	136,894	65,860	71,034	59,223	中央区	181,918	86,283	95,635	84,331	江南区	68,937	33,509	35,428	26,004	秋葉区	76,425	36,439	39,986	28,854	南区	45,785	22,098	23,687	15,441	西区	161,071	77,664	83,407	65,772	西蒲区	58,336	27,952	30,384	20,029	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区</th> <th colspan="4">平成26年9月1日現在</th> </tr> <tr> <th colspan="3">人</th> <th rowspan="2">世帯数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td>808,223</td> <td>388,299</td> <td>419,924</td> <td>327,169</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>76,087</td> <td>36,781</td> <td>39,306</td> <td>28,027</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>137,565</td> <td>66,223</td> <td>71,342</td> <td>59,163</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>182,649</td> <td>86,812</td> <td>95,837</td> <td>84,338</td> </tr> <tr> <td>江南区</td> <td>68,988</td> <td>33,530</td> <td>35,458</td> <td>25,784</td> </tr> <tr> <td>秋葉区</td> <td>76,592</td> <td>36,477</td> <td>40,115</td> <td>28,630</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>45,917</td> <td>22,184</td> <td>23,733</td> <td>15,333</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>161,747</td> <td>78,146</td> <td>83,601</td> <td>65,915</td> </tr> <tr> <td>西蒲区</td> <td>58,678</td> <td>28,146</td> <td>30,532</td> <td>19,979</td> </tr> </tbody> </table>	区	平成26年9月1日現在				人			世帯数	総数	男	女	新潟市	808,223	388,299	419,924	327,169	北区	76,087	36,781	39,306	28,027	東区	137,565	66,223	71,342	59,163	中央区	182,649	86,812	95,837	84,338	江南区	68,988	33,530	35,458	25,784	秋葉区	76,592	36,477	40,115	28,630	南区	45,917	22,184	23,733	15,333	西区	161,747	78,146	83,601	65,915	西蒲区	58,678	28,146	30,532	19,979	時点修正
区	平成27年4月1日現在																																																																																																																							
	人			世帯数																																																																																																																				
	総数	男	女																																																																																																																					
新潟市	804,852	386,313	418,539	327,723																																																																																																																				
北区	75,506	36,508	38,998	28,069																																																																																																																				
東区	136,894	65,860	71,034	59,223																																																																																																																				
中央区	181,918	86,283	95,635	84,331																																																																																																																				
江南区	68,937	33,509	35,428	26,004																																																																																																																				
秋葉区	76,425	36,439	39,986	28,854																																																																																																																				
南区	45,785	22,098	23,687	15,441																																																																																																																				
西区	161,071	77,664	83,407	65,772																																																																																																																				
西蒲区	58,336	27,952	30,384	20,029																																																																																																																				
区	平成26年9月1日現在																																																																																																																							
	人			世帯数																																																																																																																				
	総数	男	女																																																																																																																					
新潟市	808,223	388,299	419,924	327,169																																																																																																																				
北区	76,087	36,781	39,306	28,027																																																																																																																				
東区	137,565	66,223	71,342	59,163																																																																																																																				
中央区	182,649	86,812	95,837	84,338																																																																																																																				
江南区	68,988	33,530	35,458	25,784																																																																																																																				
秋葉区	76,592	36,477	40,115	28,630																																																																																																																				
南区	45,917	22,184	23,733	15,333																																																																																																																				
西区	161,747	78,146	83,601	65,915																																																																																																																				
西蒲区	58,678	28,146	30,532	19,979																																																																																																																				
7	第1編 第4章	P16 (4)道路の位置 等	P16	(略) この他、3路線の一般国道、65路線の県道及び <u>18,087</u> 路線の市道により各市町村間の連結や空港、港湾、高速道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、市内及び他市町村等との交通網を確保している。	(略) この他、3路線の一般国道、65路線の県道及び <u>18,242</u> 路線の市道により各市町村間の連結や空港、港湾、高速道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、市内及び他市町村等との交通網を確保している。	時点修正																																																																																																																		
8	第1編 第4章	P18 (6)自衛隊施設 等	P18	市内の自衛隊施設は3ヶ所あり、海上自衛隊新潟基地分遣隊が臨海町、航空自衛隊新潟救難隊が船江町、自衛隊新潟地方協力本部が <u>美咲町</u> に所在している。	市内の自衛隊施設は3ヶ所あり、海上自衛隊新潟基地分遣隊が臨海町、航空自衛隊新潟救難隊が船江町、自衛隊新潟地方協力本部が <u>船場町</u> に所在している。	所在地の変更																																																																																																																		

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
9	第1編 第4章	P19 (8) その他	P19	市内には、大規模集客施設として、国際会議室や大ホール、ホテルなどが一体化した複合コンベンション施設である朱鷺メッセや約42,300人収容可能な総合スタジアムであるデンカビッグスワンススタジアム、約30,000人収容可能な野球専用スタジアムであるハードオフエコスタジアム新潟等が存在する。	市内には、国際会議場、大ホール、宿泊施設等の複合コンベンション施設等である朱鷺メッセが万代島に、大規模集客施設の総合スタジアム(東北電力ビッグスワンススタジアム)が清五郎に所在している。	・施設の追加 ・名称の変更
10	第2編 第1章	P24 2 市職員の参 集基準等 ※【市における2 4時間体制の確 保について】	P24	危機管理防災局の職員は、配備基準の要件となる情報を「Jアラート、あるいは消防局、本庁警備室、県等の関係機関からの情報」により得た場合は、職員参集システム及び電話等を利用して関係する職員に連絡を行うものとする。	危機管理防災局の職員は、配備基準の要件となる情報を「消防局又は本庁警備室から受けた場合、あるいはテレビ、ラジオ等」により得た場合は、あらかじめ定められた伝達系統に従い速やかに関係する各部の職員に携帯端末等情報配信システム及び電話等により連絡を行うものとする。	現行の危機管理体制との整合を図るもの
11	第2編 第1章 第4 情報収 集・提供等の 体制整備	P32 2 警報等の伝 達に必要な準備 (2) 防災行政無 線の整備	P32	市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び可聴範囲の拡大を図る。 (削除)	市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 また、現在整備を進めている防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。	防災行政無線のデジタル化は平成26年度に完了したため
12	第2編 第1章 第4 情報収 集・提供等の 体制整備	P33 3 安否情報の 収集、整理及び 提供に必要な準 備 (1) 安否情報の 種類、収集及び 報告の様式	P33	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報(下表参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を用いて、県に報告する。(様式1号から3号については93頁から96頁を参照のこと)	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報(下表参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。(様式1号から3号については91頁から94頁を参照のこと)	国民保護基本指針及び新潟県国民保護計画の変更に伴うもの (安否情報システムの追記)

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
13	第2編 第2章	P42 6 医療救護体制の整備 (1) 医療救護体制の確立	P42	<p>ア 医療救護体制の整備 市は、武力攻撃災害から、市民等の生命・健康を守るため、<u>市地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターを中心とし、県及び医療機関、新潟市医師会などの医療関係団体などと緊密な連携のもと被害の実態にあわせた</u>医療救護体制の整備を行う。</p> <p>イ 救護所の設置 <u>及び医療救護班の派遣体制の整備</u> <u>武力攻撃災害発生時には多くの傷病者の発生が予想され、迅速かつ適切な医療救護活動が求められることから、初期救急医療を担う救護所として市急患診療センター及び市口腔保健福祉センターを指定し、市民などに周知する。また、市医療関係団体などから協力を得て、医療救護班の派遣体制を確保し、医療救護活動を実施する。</u></p>	<p>ア 医療救護体制の<u>確立</u> 市は、武力攻撃災害から市民等の生命、健康を守るため、<u>県及び関係機関及び医療機関団体と協力し、地域の実情にあわせた</u>医療救護体制の整備を行う。</p> <p>イ 救護所の設置 <u>準備</u> (ア) <u>救護所における活動</u> 救護所においては、<u>初期救急医療としてトリアージ(治療の優先順位をつけるための患者の振り分け)を伴う</u>医療救護活動を実施する。 (イ) <u>救護所設置予定施設の指定</u> 市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、<u>救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民等に周知する。</u> (ウ) <u>救護所設置予定施設の点検</u> 市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、<u>平素から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。</u></p> <p>ウ <u>救護センターの設置準備</u> 市は、武力攻撃災害が発生した場合、<u>地域保健福祉センター及び地域保健センターに救護センターを設置することとし、速やかに救護センターを設置し医療救護活動を円滑に開始できるよう、平素から救護センター設置予定施設の設備等の点検を行う。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。</u></p>	新潟市地域防災計画の変更に伴うもの (新潟市災害時保健医療活動計画の策定)
14	第2編 第2章	P43 6 医療救護体制の整備 (2) 救護班等の派遣体制の整備	P43	(削除)	(2) <u>救護班等の派遣体制の整備</u> 市は、 <u>武力攻撃災害時に医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、救護班の体制の整備を行う。</u>	新潟市地域防災計画の変更に伴うもの (新潟市災害時保健医療活動計画の策定)

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
15	第2編 第2章	P43 6 医療救護体制の整備 (3) 医療資器材等の確保	P43	<p>(2) 医薬品及び医療資器材などの確保 ア 備蓄医薬品及び医療資器材などの確保 市は、市地域防災計画に基づき、救護所等で医療救護活動に必要な医薬品及び医療資器材などを備蓄する。</p> <p>イ 不足する医薬品及び医療資器材などの確保 市は、市地域防災計画に基づき、市内の医薬品卸売団体などと協定を締結し、不足する医薬品及び医療資器材などを確保するとともに、応援協定締結自治体などの応援により、調達体制の整備を図る。</p>	<p>(3) 医療資器材等の確保 ア 市は、医療機関等における武力攻撃災害時の医療資器材の不足に対応するため、新潟市医師会、関係郡市医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。 また、不足に対応するため、市内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町村等の応援により、調達体制の整備を図る。</p> <p>イ 市は、武力攻撃災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との連携を図る。</p> <p>ウ 救護所等の医療資器材の確保 市は、救護所及び救護センター等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定める。</p>	新潟市地域防災計画の変更に伴うもの (新潟市災害時保健医療活動計画の策定)
16	第2編 第2章	P44 6 医療救護体制の整備 (4) 医療救護対策の充実	P43	<p>(3) 医療救護対策の充実 市は、救護所や被災地域の診療所などへの医療支援を行うため、市地域防災計画に基づき、災害拠点病院や災害支援病院から後方支援医療機関としての協力を得、重症患者の受け入れ要請など医療救護体制の充実・確保に努める。</p>	<p>(4) 医療救護対策の充実 市は、被災地域の医療支援を行うため、後方支援医療機関(災害医療拠点病院及び地域災害支援病院)を市災害時保健医療活動計画に基づき選定し、これら病院の武力攻撃災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。</p>	新潟市地域防災計画の変更に伴うもの (新潟市災害時保健医療活動計画の策定)
17	第2編 第2章	P45 7 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等表【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部課】	P44	<p>5号(略) 原子力規制委員会 6号(略) 原子力規制委員会 7号(略) 原子力規制委員会</p>	<p>5号(略) 文部科学省 経済産業省 6号(略) 文部科学省 経済産業省 7号(略) 文部科学省</p>	国民保護基本指針及び新潟県国民保護計画の変更に伴うもの (原子力規制委員会設置法の施行)

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
18	第3編 第2章	P56 1 市対策本部 の設置 (4) 市対策本部 の組織構成及び 機能 図【新潟市国民 保護対策本部組 織図】	P55	【新潟市国民保護対策本部組織図】 (市対策部) ・観光・国際交流対策部 ・経済対策部 ・都市政策対策部 ・建築対策部 ・土木対策部 ・下水道対策部 ※その他略	【新潟市国民保護対策本部組織図】 (市対策部) ・経済国際対策部 ・都市整備対策部 ※その他略	新潟市地域防災 計画の組織変更 に伴うもの
19	第3編 第2章	P59 1 市対策本部 の設置 (6) 市対策本部 会議 ウ 開催場所	P58	ウ 開催場所 原則として、市役所本庁舎3階本部会議室で開 催する。	ウ 開催場所 原則として、市役所本庁舎3階301会議室(災害 対策室)で開催する。	時点更新
20	第3編 第2章	P61 2 通信の確保 (1) 情報通信手 段の確保	P60	市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系防災行政無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系防災行政無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	国民保護基本指 針及び新潟県国 民保護計画の変 更に伴うもの (警報等の情報伝 達の手段としての Em-Net、J- ALERTの追加)
21	第3編 第3章	P63 1 国・県の対策 本部との連携 (3)(追加)	P62	(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携 市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態 等合同対策協議会を開催する場合は、市対策 本部長又は市対策本部長が指名する本部員を 出席させ、国民保護措置に関する情報を交換 し、それぞれの実施する国民保護措置について 密接な連携を図る。	(追加)	国民保護基本指 針及び新潟県国 民保護計画の変 更に伴うもの

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
22	第3編 第4章 第1 警報の 伝達等	P68 1 警報の内容 の伝達等 (2) 警報の内容 の通知 本文	P67	(略) イ 市は、警報が発令された旨の報道発表につ いては速やかに行うとともに、市のホームペー ジ( <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/">http://www.city.niigata.lg.jp/</a> )に警報の内容 を掲載する。	(略) イ 市は、警報が発令された旨の報道発表につ いては速やかに行うとともに、市のホームペー ジ( <a href="http://www.city.niigata.jp/">http://www.city.niigata.jp/</a> )に警報の内容を 掲載する。	新潟市ホーム ページのURLの 変更
23	第3編 第4章 第1 警報の 伝達等	P68 1 警報の内容 の伝達等 (2) 警報の内容 の通知 図	P67	※ 市のホームページ ( <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/">http://www.city.niigata.lg.jp/</a> )に警報の内容を 掲載する。	※ 市のホームページ ( <a href="http://www.city.niigata.jp/">http://www.city.niigata.jp/</a> )に警報の内容を掲 載する。	新潟市ホーム ページのURLの 変更
24	第3編 第4章 第2 避難住 民の誘導等	P77 3 避難住民の 誘導 【項目追加】	P76	<u>(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設に おける滞在者の避難等</u> 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に 滞する者等についても、避難等の国民保護 措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に 応じて施設管理者等と連携し、必要な対策をと るものとする。 (6) 自主防災組織等に対する協力の要請 (7) 誘導時における食品の給与等の実施や情報 の提供 (8) 災害時要援護者への配慮 (9) 園児、児童及び生徒への配慮 (10) 残留者等への対応 (11) 避難所等における安全確保等 (12) 動物の保護等に関する配慮 (13) 通行禁止措置の周知 (14) 県に対する要請等 (15) 避難住民の運送 (16) 避難住民の復帰のための措置	(追加) (5) 自主防災組織等に対する協力の要請 (6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報 の提供 (7) 災害時要援護者への配慮 (8) 園児、児童及び生徒への配慮 (9) 残留者等への対応 (10) 避難所等における安全確保等 (11) 動物の保護等に関する配慮 (12) 通行禁止措置の周知 (13) 県に対する要請等 (14) 避難住民の運送 (15) 避難住民の復帰のための措置	国民保護基本指 針及び新潟県国 民保護計画の変 更に伴うもの

平成27年度新潟市国民保護計画 新旧対照表

No	市町村計画 該当部分	項目名 P=現計画該当 ページ	変更後 計画 ページ	変更後	現行の表現	変更理由
25	第3編 第5章	P83 3 救援の内容 (1) 救援の基準 等	P82	市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、 <b>内閣総理大臣</b> に特別な基準の設定についての意見を申し出る。	市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、 <b>厚生労働大臣</b> に特別な基準の設定についての意見を申し出る。	国民保護基本指針及び新潟県国民保護計画の変更に伴うもの(救援事務の所管の移動(厚生労働省→内閣府))
26	第3編 第6章	P96 2 県に対する 報告	P95	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する <b>様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、</b> 様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	国民保護基本指針及び新潟県国民保護計画の変更に伴うもの(安否情報システムの追記)
27	第3編 第10章	P122 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理 対策	P121	ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「 <b>災害廃棄物対策指針(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)</b> 」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「 <b>震災廃棄物対策指針(平成10年厚生省生活衛生局作成)</b> 」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	災害廃棄物対策指針の策定(平成26年3月)
28	第5編	P135 1 緊急対処事 態	P134	(略) <b>また、国の緊急対処事態現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。</b>	(略) <b>(追加)</b>	国民保護基本指針及び新潟県国民保護計画の変更に伴うもの